

獲得してきた権利と環境



体調が悪くて休みたい

○病気休暇○

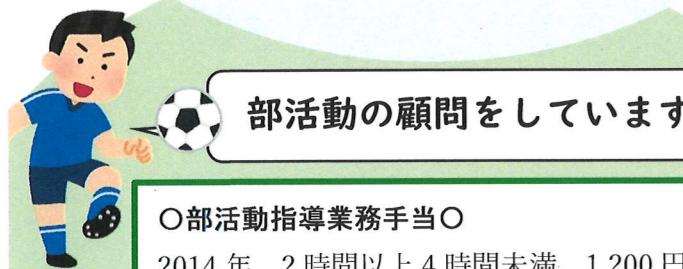
1日、1時間、1分単位で取ることができる
1週間未満の休暇は診断書不要
1か月以上は代員申請ができる
90日以内は給与の減額はない



リフレッシュしたい

○年次休暇○

理由、目的を説明する義務はない
年5日間の取得が義務化されている



部活動の顧問をしています

○部活動指導業務手当○

2014年	2時間以上	4時間未満	1,200円
	4時間以上		2,400円
2016年	2時間以上	4時間未満	1,500円
	4時間以上		3,000円
2018年	2時間以上	4時間未満	1,800円
	4時間以上		3,600円

結婚しました！
結婚式・新婚旅行のために休みたい！

○結婚休暇○

連続する7日の範囲内

2017年 従来「結婚の日の7日前から1ヶ月以内の取得」だったものが「1年内の取得」が可能に
2020年 「コロナ感染予防のため必要と認められる期間までの他の時期に取得」が可能に



赤ちゃんができました！
取得できる休暇って？

ママ

○つわり休暇○
1日または半日または時間を単位として
10日以内（医師の診断書は不要）

○母子保健検診休暇○

1回につき、1日の勤務時間内で必要と認められる時間
23週まで4週に1回、35週まで2週に1回
36週以降1週に1回、産後1年まで1回



○産前産後休暇○

1991年 産前産後8週
(多胎妊娠は産前14週)

○育児休業○

産後休暇終了後から満3歳に達する日まで

パパ

○育児参加休暇○
2016年 産前産後8週の期間内で
8日

○配偶者出産支援休暇○

産前1週、産後2週の期間内の2日



○育児休業○

出産時から満3歳に達する日まで

民間企業は育児休業が満1歳までのところが多いので助かります

今ある権利・環境は先輩から受け継がれたもの
わたしたちも次の世代につなげよう！
「施されたら、施し返す…『恩返し』です！！」

今ある権利・環境は与えられたものではなく、組合の先輩が長い年月をかけて獲得してきたものです。
組合に入っている人が多ければ多いほど、発言力が高まります。未来の自分、未来の教育を担う後輩のために
組合に入って、権利を獲得し、労働環境をよりよくしましょう！

学校をサポートしてくれる方は
たくさんいます



スクール・サポート・スタッフ、
部活動指導員、スタディ・メイト、
スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー
などの外部人材が増員されています



働き方改革がすすんでいます

- 2016年 日教組が学校の多忙をマスコミや行政に強く訴える
テレビや雑誌、ウェブニュースなどの報道で学校の多忙が広く認知される。
- 2017年 文部科学省が学校の働き方改革について中教審に諮問
給特法のあり方、教員の業務の仕分けなどについて審議が始まる。
- 2017年 富山県で部活動の週休2日開始
- 2018年 富山県で中学校教員の過労死が認定
富山県に「学校の働き方改革」の強い風が吹く。
- 2019年 中教審答申を受け、給特法改正に関わる国会審議が行われる
時間外勤務手当の支給はならなかったが、教員の超過勤務時間に上限が定められることが決定。同時に変形労働時間制も導入可能になる。
「とやま学校多忙化解消推進委員会」開催
教育委員会、組合、経営者、大学教授、保護者、弁護士の代表が集まり、
学校の働き方改革について審議が始まる。
国が教員の超過勤務を月45時間、年間360時間以内と定めた
「上限方針」発出
県・市町村の「上限規則」が制定され、2020年4月から運用開始される。

勤務時間以外に行った業務
の扱いってどうなるの？



○勤務時間の割振り変更対象拡大○

※「勤務時間の割振り変更」とは、勤務時間を非勤務時間と交換すること
2009年 宿泊学習・修学旅行
2014年 朝の交通当番、学年行事等
2015年 PTA、同窓会の会議等 15分単位で取得可能に
2018年 事前に計画された家庭訪問
2019年 事前に計画された不登校生徒等の学校における保護者対応



家族のために休みたい



○家族の看護休暇○

対象：同居2親等、別居1親等まで 5日以内
(小6まで2人以上) 10日以内)

○短期の介護休暇○

対象：配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟、姉妹、孫など
要介護状態の対象家族が1人 5日以内
2人以上 10日以内

○介護休暇○

1日又は1時間単位で取得可能
通算6ヵ月の期間内で、同一の継続する状態ごとに3回までの分割が可能

権利はまだまだたくさん！詳しくは「権利ハンドブック」を見てね！